

随 意 契 約 理 由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	児童生徒課
発 注 担 当 課 名	児童生徒課
契 約 名 称	解決困難な問題事象等委託協定
契 約 内 容	解決困難な問題事象等委託協定
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年)4 月 1 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年(2025 年)4 月 1 日～令和 8 年(2026 年)3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区兔我野町 5-15 松浦・畑村法律事務所
契 約 金 額	3,322,000 円 (上限)
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 松浦・畑村法律事務所は、本市の教育行政の事情に精通しており、豊中市教育委員会の持つ問題事象（法的根拠に基づいた措置等）についても委託を行ってきている。本市教育委員会がこれまでの委託業務により関わっている継続問題事象もあるため、他の法律事務所で担うのは困難であることから、同事務所と随意契約を行うものである。